

令和 2 年
第 10 回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和 2 年 10 月 28 日（水） 午後 2 時～

2. 場 所 南九州市颯娃文化会館（大会議室）

3. 出席委員（ 19 人）

会長	1 番	松村 孝徳			
会長職務代理	2 番	永山 明美			
委員	3 番	福元 三徳	4 番	桑代 純一	5 番 松永 克生
	6 番	吉崎 久男	7 番	六反田 達郎	8 番 松藺 勝郎
	9 番	梶山 俊孝	10 番	東垂水 勝秀	11 番 今市 範男
	12 番	本木下 裕一	13 番	宮原 俊郎	14 番 月野 貴大
	15 番	池田 慎	16 番	下之門 信洋	17 番 東垂水美智子
	18 番	雪丸 泰親	19 番	大隣 初美	

4. 欠席委員（ 0 人）

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 61 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定について
- 日程第 6 議案第 62 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 63 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 8 議案第 64 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 9 議案第 65 号 非農地証明願いについて
- 日程第 10 南九州市人・農地プラン検討会委員の選出について
- 日程第 11 南九州市自殺対策計画推進協議会委員の選出について

- 日程第12 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志

農政係長 蔵元 善兼 係員 中村 信介, 松村 建夫

農地係長 福永 正司 係員 森山 幸弘

7. 会議の概要

開 会 午後2時

事務局長 御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。ただいまの出席人員は19名で、会議の定足数に達しております。これより令和2年第10回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の75頁を御覧いただきたいと思います。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、8番松菌委員、10番東垂水勝秀委員を指名し、会議書記に蔵元 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日10月28日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に係る通知事案について説明いたします。
先ず、3㍿から4㍿になります。
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が14件ございました。
賃貸人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、相続人代表〇〇〇〇さん、賃借人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇外です。貸人主導によるもの3件、借人主導によるもの11件となっております。地目の内訳は、田1筆 608 m²、畑21筆 41,434 m²の合計22筆 42,042 m²で、全て潁娃地域です。
続きまして8㍿から23㍿になります。
農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が81件ございました。
賃貸人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外です。貸人主導によるもの20件、借人主導によるもの61件のうち、農地中間管理機構への載せ替えが17件となっております。地目の内訳は、畑170筆 334,064 m²で、潁娃地域29件、知覧地域39件、川辺地域13件です。
なお、各㍿一番右端備考欄に記載があります筆がのちほど審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。
説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありますか。

委 員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は25ページから30ページで、今回は、新規認定4件、再認定8件であります。

一覧表は26ページ、新規認定個別表は、27ページからになります。

まず、整理番号1、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、施設野菜の経営を行っていますが、今後は、現状を維持しながらハウスの輪作体系を見直すことで経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、パソコンによる記帳及び複式簿記により農業経営と家計の分離を図り、併せて制度資金を活用し農業機械等の更新を行いたい考えです。

次に、整理番号2、颯娃町〇〇の〇〇〇〇です。現在、茶2,290aの経営を行っていますが、今後は、2,500aまで規模拡大し、安定経営を目指す考えです。

経営改善目標を達成するために、施肥管理の徹底や農地の連担化を進め、併せて制度資金を活用し施設や農業機械の整備を行う考えです。

次に、整理番号3、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶733aの経営を行っていますが、今後は、現状を維持しながら経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、圃場の連担化や臨時雇用の確保により農作業体系を確立するとともに、制度資金を活用し農業機械等の更新を行いたい考えです。

次に、整理番号4、知覧町〇〇の〇〇〇〇です。現在、養豚の一貫経営を行っていますが、今後は、飼養管理等を徹底し経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、飼養管理の徹底や簿記習得により経営分析を図るとともに、制度資金を活用し機械等の整備を行いたい考えです。

なお、再認定8件の個別表は、資料の29ページからになりますので、お目通しをお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず、日程第5 議案第61号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。まず、雪丸委員お願いします。

雪丸委員 報告いたします。資料の32ページから35ページになります。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇です。

申請地は、頴娃町〇〇〇〇番〇 外1筆、山林7,926㎡で、〇〇〇自治会西側に位置します。

申請人は、鹿児島市に本店を置き、太陽光発電事業を営む法人であり、経営安定を図るために、申請地に太陽光発電施設を設置しようとすることから農用地区域から除外するものです。

申請地の北側は畑かん貯水タンクに、東側、西側は道路に、南側は畑、山林に接しています。

土砂流出、日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しましたが、雨水排水対策については、水路下流の農地へ支障が出ないよう万全を期すよう要請しました。また、東側と西側に合わせて貯水池45㎡を設置するとのことでした。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

農振除外につきましては、代替地の有無、農地の集団化・農作業効率化への影響、用排水施設の機能低下、土地改良事業完了からの経過年数等について検討することになっております。

審議番号1番につきましては、代替地を検討しましたが合意に至らず、農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく、用排水路の機能低下はなく、土地改良事業未実施地区であることから、除外はやむを得ないと判断されます。

なお、申請地は現況、登記地目共に山林ですので、転用許可は不要です。説明を終わります。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議

をお願いします。

議 長 質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 61 号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 61 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 6 議案第 62 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは 37 号になります。
今回の申請は所有権移転 5 件でございます。譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外の申請です。
地目の内訳は、田 1 筆 1,179 m²、畑 10 筆 9,410 m²の合計 11 筆 10,589 m²で、理由につきましては、規模拡大 2 件、受贈 3 件です。
取引価格につきましては、10a 当たり 203,000 円から 42 万円で、地域別では、穎娃地域 2 件、知覧地域 2 件、川辺地域 1 件でございます。
なお、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、38 号から 40 号の調査書のとおりでありまして、すべての案件につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断されます。
説明を終わります。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 62 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第 7 議案第 63 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、所有権移転について現地調査員から御報告をお願いします。まず、桑代委員をお願いします。

桑代委員 報告いたします。42 頁の審議番号 1 番です。

関連資料は 44 頁から 46 頁になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇，譲渡人は、東京都〇〇の〇〇〇〇外 1 名です。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇 外 1 筆，畑 494 m²で，〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、食品製造業を営む法人であり、社屋前の駐車場が混雑し、危険な状態であるため、申請地を譲り受けて、近隣の宅地 3 筆，山林 2 筆と一体で従業員通勤車用の駐車場を整備しようとするものです。

申請地及び一体的に利用する宅地，山林の北側，東側は道路に，南側は宅地に，西側は駐車場に接しています。

土砂流出，雨水排水や日照・通風等については，周囲の土地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

議 長 次に、永山委員をお願いします。

永山委員 報告いたします。42 頁の審議番号 2 番です。

関連資料は 47 頁から 49 頁になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人は，鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は，知覧町〇〇〇〇番〇，畑 96 m²で，〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在，申請地西側所有地を大型トラック駐車場として使用していますが，東側市道から進入できず不便であることから，申請地を譲り受けて，進入路及び大型トラック 1 台分の駐車場を整備しようとするものです。

申請地の北側，東側は道路に，南側，西側は駐車場に接しています。

土砂流出，雨水排水や日照・通風等については，周囲の土地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。狭い農地で遊休農地となっており，利用することもないとのことで，有効活用ができたらいいいのではないかと思います。

議長 次に，松菌委員お願いします。

松菌委員 報告いたします。42 分の審議番号 3 番です。

関連資料は 50 分から 52 分になります。

譲受人は，川辺町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人は，鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は，川辺町〇〇〇〇番〇，畑 288 m²で，〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在，市内に借家住まいであり，借家が手狭であることから，申請地を譲り受けて，一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側は宅地に，東側，南側は道路に，西側は畑に接しています。

土砂流出，雨水，汚水・生活雑排水や日照・通風等については，周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして，42 分の審議番号 4 番です。

関連資料は 53 分から 55 分になります。

譲受人は，鹿児島市の〇〇〇〇，譲渡人は，薩摩川内市の〇〇〇〇さんです。

申請地は，川辺町〇〇〇〇番〇 外 1 筆，畑 690 m²で，〇〇〇自治会に位置します。

申請人は，鹿児島市に本店を置き，太陽光発電事業を営む法人であり，近隣一体の自社が設置した太陽光発電施設を管理・点検するために，申請地を譲り受けて，パネル・架台用材料の資材置場及び点検用車両の駐車場を整備しようとするものです。

申請地〇〇〇〇の北側は宅地に，東側，南側は道路に，西側は畑に接しています。申請地〇〇〇〇の北側，西側は雑種地に，東側，南側は道路に接しています。

土砂流出，雨水排水や日照・通風等については，周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

議長 次に，使用貸借権設定について，永山委員お願いします。

永山委員 報告いたします。56 分の審議番号 1 番です。

関連資料は 57 頁から 59 頁になります。

借人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇、貸人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、颯娃町〇〇〇〇番〇、畑 983 m²で、〇〇〇自治会北側に位置します。

申請人は、製茶業を営む法人であり、再生可能エネルギー事業の実施により経営安定を図るため、平成 31 年 1 月に許可を得ないまま、申請地を借り受けて、隣接する山林 1 筆と一体で太陽光発電施設を設置しており、今回、追認で許可を得ようとするものです。

申請地の北側、南側、西側は道路に、東側は畑に接しています。

土砂流出、雨水排水や日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。農地はあらゆるところに大きな石が出ており、農地として利用するのは難しいのではないかと判断しました。

議 長 次に、桑代委員お願いします。

桑代委員 報告いたします。56 頁の審議番号 2 番です。

関連資料は 60 頁から 62 頁になります。

借人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、貸人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畑 979 m²のうち 453 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市外に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を父から借り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側、西側は畑に、東側は宅地に、南側は道路に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 先ず、5条申請 所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性につきましては、申請時の添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号 1 番の立地基準につきましては、住宅地等が連担している区域に近接し、農地の規模が概ね 10ha 未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地の『市街地近接農地』に区分されます。西側の整備済み駐車場と一体的に利用することから、代替地の検討はしておりません。

審議番号2番及び4番につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。転用目的が既存施設の隣接地でなければならないことから、代替地の検討はしておりません。

審議番号3番につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の『都市計画用途地域内農地』に区分されます。

続きまして、5条申請 使用貸借権設定につきまして補足説明いたします。

一般基準につきましては、先程の所有権移転と同様に申請時の添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番につきましては、経産省の再生可能エネルギー発電設備認定証明書及び九州電力の系統連系承諾通知書の写しが提出されています。

なお、許可を得ないまま、太陽光発電施設を設置しており、今回、追認での許可申請であることから始末書が提出されています。

審議番号1番の立地基準につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。追認案件のため、代替地の検討はありません。

審議番号2番につきましては、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、概ね 50m 以内に 3 戸以上の住宅があることから第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

審議番号2番につきましては、第1種農地に区分されるため、来月、県常設審議委員会へ意見聴取となります。

補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

吉崎委員 審議番号4番ですが、本年2月の臨時総会で提案されたシラス対策事業の地域と関連があるのでしょうか。

農地係長 確かに、ここはシラス対策事業の〇〇〇地区内の受益地の一部が太陽光発電施設になった地域での申請です。ただ現地はすべて太陽光の設置が終わり、その施設の管理・点検のために、資材置き場とか車両置き場

ということで、今回、申請がでましたので受付をしました。

議 長 他にありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第63号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。

よって議案第63号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第8 議案第64号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 先ず、資料の訂正をお願いします。別冊の109頁を御覧ください。番号587の下空欄も587ですので588が飛んでいます。588を欠番として589からはこのままとさせていただきます。

続きまして、番号589の利用権を設定する者の欄ですが、〇〇〇〇の代表が〇〇〇〇さんとなっていますが、〇〇〇〇さんに訂正をお願いします。

最後に152頁を御覧ください。番号874の下875が飛んでいます。875を欠番として876からはこのままとさせていただきますので、全体の件数が905件になります。以上です。

なお、資料の空欄につきましては、直近上位の欄と同じ内容になりますので、多少見にくいですが、よろしくお願いします。

それでは、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。

資料の3頁を御覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲受人は、頰娃町〇〇の〇〇〇〇さん外4件です。

田4筆 2,652 m²、畑5筆 8,476 m²の合計 9筆 11,128 m²で、理由につきまして

は、すべて規模拡大です。

取引価格につきましては、10a 当たり 110,000 円から 700,000 円で、潁娃地域4件、川辺地域1件です。

続きまして、5㍉から 152-6㍉の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 904 件です。

設定面積は、田 89 筆 66,000 m²、畑 1,652 筆 2,298,218 m²の合計 1,741 筆 2,364,218 m²で、潁娃地域 506 件、知覧地域 211 件、川辺地域 188 件となっております。

なお、152-2㍉から 152-6㍉につきましては、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」の内訳です。先程の内数となりますが、件数が 32 件、設定面積は、畑 121 筆 203,960 m²で、潁娃地域 13 件、知覧地域 12 件、川辺地域7件となっております。

続きまして、154㍉から最終㍉の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇 外 95 件です。

設定面積は、田 21 筆 16,831 m²、畑 192 筆 335,855 m²、山林1筆 1,440 m²の合計 214 筆 354,126 m²で、潁娃地域 58 件、知覧地域 24 件、川辺地域 14 件となっております。

なお、167㍉から最終㍉につきましては、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」の内訳です。先程の内数となりますが、件数が 14 件、設定面積は、畑 74 筆 181,141 m²、山林1筆 1,440 m²の合計 75 筆 182,581 m²で、潁娃地域 7件、知覧地域3件、川辺地域4件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しました。

説明を終わります。

議 長

只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定のうち、〇〇委員が、606 番から 674 番、〇〇委員が、712 番、713 番、732 番、〇〇委員が、788 番、〇〇委員が、801 番、802 番、〇〇委員が、848 番から 867 番、また、使用貸借利用権設定のうち、〇〇委員が、53 番から 55 番、79 番、〇〇委員が、61 番、〇〇委員が、74 番、〇〇委員が、80 番、81 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第64号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定と使用貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすること、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第64号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定と使用貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第64号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第64号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案第64号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員、〇

○委員，○○委員，○○委員，○○委員，○○委員の入室を許可いたします。

(○○委員，○○委員，○○委員，○○委員，○○委員，○○委員 入室)

議 長 ○○委員，○○委員，○○委員，○○委員，○○委員，○○委員に報告いたします。議案第 64 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち，議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に，日程第 9 議案第 65 号 非農地証明願いについてを議題といたします。まず，現地調査員の御報告を求めます。桑代委員お願いします。

桑代委員 報告いたします。資料の 64 頁から 68 頁になります。
申請人は，知覧町○○の○○○○さんです。
申請地は，知覧町○○○○番○ 外 3 筆，畑 3,636 m² 田 564 m²で，○○○自治会周辺に位置します。
畑 3 筆は，平成元年頃まで申請人の父が耕作していましたが，高齢のため耕作できなくなり，○○○○及び○○○○番については杉を植林し，○○○○番○については管理されずに 30 年以上経過し，山林の状態で現在に至っています。
田についても同様に，申請人の父が耕作していましたが，管理できなくなり，原野の状態で現在に至っています。
周囲の状況から判断して復元は困難であり，今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断しました。

議 長 ここで，事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。
審議番号 1 番につきましては，市の非農地に係る取扱基準第 5 条第 2 号イ)山林及びウ)原野の規定に基づきまして，植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数や雑木，雑草の植生の状態を勘案した上で，農地への復元は著しく困難であり，周囲の状況からみて，今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。
説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問，御意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 65 号 非農地証明願いについては、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 次に、日程第 10 南九州市人・農地プラン検討会委員の選出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

農政係長 資料の 70 頁になります。

添付資料のとおり、農政課より南九州市人・農地プラン検討会の委員推薦依頼がありました。

この委員は、令和元年度から 2 年度の 2 年間、潁娃地域の永山委員、知覧地域の菊永多佳子さん、川辺地域の栢木いさ子さんをお願いをしていたところですが、今回の改選に伴い菊永さん、栢木さんが退任されたことから、新たな委員を選出する必要があります。

このことから、先般、会長・会長職務代理・事務局で協議し、新たに知覧地域の東垂水美智子委員、川辺地域の外菌委員を推薦したいと考えておりますので、御承認をお願いいたします。

なお、東垂水美智子委員、外菌委員からは、他の委員の皆様から御承認が得られれば引き受けて下さるとの承諾を得ております。

よろしくをお願いいたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました農業委員会からの委員の推薦については、知覧地域の東垂水美智子委員と川辺地域の外菌委員を推薦したいとのことですが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
検討会委員は、東垂水美智子委員と外菌委員を推薦するということでよろしい
でしょうか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、日程第10について、検討会委員は東垂水美智子委員と外菌委員を推薦
するということで農政課へ報告いたします。

議 長 次に、日程第11 南九州市自殺対策計画推進協議会委員の選出について
を議題とします。事務局の説明をお願いします。

農政係長 資料の73頁になります。
添付資料のとおり、健康増進課より南九州市自殺対策計画推進協議会の委
員推薦依頼がありました。
この委員は、令和元年度から2年度の2年間、菊永多佳子さんをお願いを
していたところですが、今回の改選に伴い菊永さんが退任されたことから、
新たな委員を選出する必要があります。
このことから、先般、会長・会長職務代理・事務局で協議し、新たに永山
委員を推薦したいと考えておりますので、御承認をお願いいたします。
なお、永山委員からは、他の委員の皆様から御承認が得られれば引き受け
て下さるとの承諾を得ております。
よろしくをお願いいたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました農業委員会からの委員の推薦については、
永山委員を推薦したいとのことですが、委員の皆様からご質問、御意見はございま
せんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
協議会委員は、永山委員を推薦するということでよろしいでしょうか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、日程第11について、協議会委員は永山委員を推薦するということで健康増進課へ報告いたします。

議 長 次に、日程第12 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

農地係長 さきほど審議頂いた日程第8、資料でもう1カ所修正をするべきところができました。別冊資料の5頁を御覧下さい。5頁の番号1、利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇さん、住所が瀬娃町〇〇〇〇番地〇になります。

(その後、配布した利用権設定関係の資料に基づいて、賃貸借契約書の記入方法を説明)

議 長 他にございませんか。

桑代委員 水田で転作をしていますが、一部、雑木林になっており、そこから猪が顔をだします。そこは他人の土地ですが、そのような雑木でも隣接者が木を切ってはいけないのでしょうか。
地主の名前はわかりましたが、住所がわからないところです。

議 長 法律上は違反になるのではないのでしょうか。事務局で地主の住所がわかればいいし、また、親族でわかればまず承諾を得ないと基本的には勝手に切れないのではないのでしょうか。どうしても、摘採機やトラクターが当たるくらいに困ったときは、そのときは切ってもいいような気がします。

農地係長 台風とかで風倒木があつて道路に倒れてきて通れない場合に、建設課は地権者を

さがします。持ち物がその人の所有物になりますから、そのような対応をしています。ただ、今言ったように、調べても住所がわからなかったり、どうしても営農上支障がある場合、そこを通らないと畑に行けない場合、その方がでて来るかわかりませんから、地元の方で話し合いをして、ひとりで責任をとると大変ですので、地元の皆さんで対応すればいいと思います。

議長 営農に支障のない活動をしないといけません。耕作しやすい環境づくりをして欲しいと思います。

議長 他にございませんか。

松菌委員 隣接地にクヌギを植えてあってその許可は何メートル離して植えるとかあるのでしょうか。この間、金峰町で土地を借りて欲しいと言われて、その隣接地にクヌギを植えてあって2本分くらい切ったら借りますと相談をして切ったことがあります。日照の関係で基準とかあるのでしょうか。

農地係長 たまに作れなくなったとのことで、杉とかクヌギを植えたいとのことで、転用の許可がおりるか相談を受けます。基本的にまわりが山林であれば私たちも許可ができると思いますが、まわりに農地や住宅があると、木が大きくなれば台風で倒れたり、枝葉が落ちてきたりしますので、近く方はあまりいい気持ちはしないと思います。そのような場合、極力、私たちは難しいですねと言っています。

ただ日照とか通風の関係で緩衝地を設けたりしますが、それについてもどの程度、木が高くなるかわかりませんので、基本的にはまわりが山である場合しか許可は難しいと言っています。

松菌委員 隣接地が農地であれば、原則、許可しないとしているのですか。

農地係長 まわりが農地とか住宅であれば、山林への転用でなく、他の方法を考えて頂きます。

議長 他にございませんか。

福元委員 私たちの地区は、3㍍から8㍍の水田がずっとあるんですけど、できたら基盤整備事業で同じような高さの団地で1枚にしたいと。それは地権者の許可が必要ですが、土量がたくさんありますので、撤去に伴う補助事業があれば教えて欲しいと思います。

議 長 それは、耕地林務課が担当になると思います。ここは農地転用とかの許可審議をする場所ですので、そのような基盤整備事業は、農政課、耕地林務課に提案した方がいいと思います。中間管理事業にすると国の事業で地権者の負担がないとは聞いています。

本木下委員 面積要件があるはずですよ。5㍍とか。

事務局長 中間管理事業で実施する場合は、100%利用権設定をしていく必要があります。ハード事業をするためには、工事をするための同意書がありますので、地権者の方の印鑑が必要と聞いています。なかなか厳しい条件があります。

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和2年第10回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時15分